

尾北教職員労働組合  
執行委員長 小山 晃範

### 2020年度後期要請書

日頃、教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。  
さまざまな教育課題の解決や私たち教職員の勤務条件の改善に向け、下記の要請事項をまとめました。内容は、尾北の3市2町に関わる要請事項となっています。該当する内容に関してよく検討され、関係機関への働きかけも含め、これらの諸課題解決のため一層のご尽力をくださいますようお願いいたします。

#### 要請事項

- 1 小中学校全学年での30人以下学級を実現すること。
- 2 深刻化している教員未配置「教育に穴があく」問題に対し、定数内講師をなくしたり、新規採用を増やしたりするなどの対策を早急に講ずること。
- 3 いじめや不登校、虐待、貧困問題などの課題への対策として、心の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症については未だ不明な点も多くあるが、10歳未満及び10代での罹患率は他の年代と比べ低いこと、重症者割合、死亡率ともに0%（6～8月文科省調査：新しい学校の生活様式Ver.4より）であることを踏まえ、過度ではなく適切な対応をするとともに、子どもの学習権の保障のため、リスクの低い活動から再開を検討すること。
- 5 児童生徒が1人1台コンピュータを使用可能にする政府のGIGAスクール構想により、学校現場の混乱が予想される。タブレットの管理方法を示すとともに、タブレットありきの授業を進めるのではなく、無理のない範囲で活用できるようにすること。また教職員に対し、タブレットの使用や活用について、研修する場を適切に設けること。
- 6 オンラインによる家庭学習を性急に進めることは、ICT環境が不十分な家庭が多いことや個人所有の機器を使用する問題等、いっそう教育格差を拡大する危険性がある。また、オンラインを前提とした家庭学習は、子どもの生活や発達段階をふまえた学びを保障する上で多くの課題があるため、慎重に検討すること。
- 7 学校間競争をあおり、学びをゆがめ、子どもの心を傷つける「全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）」に参加しないこと。たとえ参加しても、市町や学校別の成績を公表しないこと。また、過去問題の練習を行うなどのテスト対策は、全国学力テストの弊害の深刻化につながるため、行わないよう指導すること。
- 8 「特別の教科 道徳」については、子どもの内心の自由を侵害しないことと、評価に関する実務の簡素化に向け、以下の内容について留意すること。
  - ① 決められた徳目を身につけさせることに固執した指導などで、一面的な見方や考え方が押しつけられないようにすること。また、「愛国心」の押しつけをしないこと。
  - ② 「できているかどうか」といった結果主義や態度主義で子どもを評価しないこと。また、授業での指導にあたっては、規範意識の押しつけや生活指導的な傾向に陥らないこと。
  - ③ 子どもや学級の実態に合わせ、教科書を含め多様な資料の活用を認めること。
  - ④ 通知表や指導要録の所見記入の簡素化に向けて取り組むこと。
- 9 小学校の外国語（英語）科については、英語の専科教員及びALTやNETの加配や評価方法の簡素化などの取り組みを進めること。また、授業時数の確保については、現在の日課の中で無理なくできるようにすること。
- 10 小学校の教師用指導書が、市町によっては、学級数分配付されていないため、授業準備に支障が生じたり、教師が自費で購入したりする実態が見られる。教材研究の時間が保障されていない実状に対応するため、教師用として必要な指導書を必要数分、公費で支給すること。
- 11 特別支援教育について、以下の改善を進めること。
  - ① インクルーシブ教育が進み、重い障害を抱えた児童生徒の入学が増えている実態に合わせ、支援員の増員や介助員の配置、さらには施設設備の整備や改修を進め、学校現場に負担を押しつけないようにすること。
  - ② 全小中学校に通級指導教室を設置し、専属の担当教員を配置すること。
  - ③ 特別支援学級の学級定数を現行の8名から6名に引き下げる。また、2学級で

- 11名以上の在籍があれば、加配教員を配置すること。
- ④ 特別支援学級の担任を、再任用短時間勤務の教員2人で担うと、教育活動にさまざまな支障をきたす恐れがあるので、そういった対応は避けること。
- 12 就学時健診は、本来、市町が行う業務であり、学校は、委託されて行う立場にある。入学前の児童や保護者にとって、不安や不信を招くような事態にならないよう、以下の点に留意して進めること。
- ① 吟味検査については、保護者立ち合いのもとで行わないこと。
- ② 吟味検査後に、対象児童の保護者を呼んで残して、個別に面接を行わないこと。
- ③ 入学前に、保護者に対して、特別支援学級への入級の意思確認や市町教育支援委員会の審議対象の認否、及び、個別の教育支援計画作成の了承などが必要な際は、教育委員会が責任を持って行うこと。
- 13 部活動の改善に向け、以下の取り組みを進めること。
- ① 生徒及び教職員の健康と生活リズムを大切にする観点から、朝練習を中止すること。
- ② 新規採用教職員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は部活動指導を担当させないこと。
- ③ 部活動指導は、勤務時間外に及ぶ業務であり、自主的自発的なものであるという趣旨から、部活動の担当については、個々の教職員の意思が尊重され、押し付け的にならないようにすること。
- 14 政府が導入を図り、各自治体の判断で実施可能としている「1年単位の变形労働時間制」は、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけで、実際には、多忙化をさらに進め、退勤時刻を今より遅くし、教員の健康・生活・家庭に弊害を及ぼす恐れがあるので、導入しないこと。
- 15 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」(2020・1・17)を受け、今後は、「月45時間超の職員をゼロにする」目標を掲げ、多忙化解消に向けたさらなる取り組みを進めること。
- 16 教員の持ち時間数軽減に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
- ① 当面、授業の持ち時間数が、小学校25時間以内(1日1時間以上の実務時間《空き時間》確保)、中学校20時間以内(1日2時間以上の実務時間《空き時間》確保)となるよう改善を進めること。
- ② 教頭・教務主任・校務主任(学級担任以外)は、学級担任の実務時間(空き時間)確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたること。少人数やT Tの授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避けること。
- ③ 学習指導要領による学習内容や授業時数が増加している実態に対応するため、専科教員を増やすこと。
- 17 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を減らすような虚偽報告とならないようにすること。そして、在校時間記録の簡素化と客観的で正確な把握に向け、タイムカードやICカード等を全ての学校に導入すること。
- 18 時間外勤務の割り振りについては、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、「割振変更簿の使い方」を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにすること。やむを得ず平日にとれなかった場合は、長期休業中も含め、必要な割り振りの日時数を全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。
- 19 パワハラ・セクハラ・マタハラが生じないようにすること。特に、パワハラ防止については、県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」(2020・3・31改定)を全職場で周知徹底すること。
- 20 インフルエンザで休んだり、病気やけがで通院したりする際の休暇を年休で処理している実態が依然見られる。職員が病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
- ① 療養休暇は、1日や1時間単位で取れること。
- ② ボーナスは30日未満、給与は40日未満なら、その処遇には影響がないこと。
- ③ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- 21 特別教室にエアコンを設置すること。